

○業務方法書

(平成15年10月2日 文部科学大臣認可)

改正 平成18年6月30日 文部科学大臣認可 平成27年4月1日 文部科学大臣認可

平成31年3月29日 文部科学大臣認可 令和3年3月15日 文部科学大臣認可

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
 - 第2章 試験及び研究の方法 (第3条―第6条)
 - 第3章 成果の普及及び成果の活用の促進の方法 (第7条・第8条)
 - 第4章 施設及び設備を共用に供する方法 (第9条―第12条)
 - 第5章 研究者及び技術者の養成及び資質の向上の方法 (第13条・第14条)
 - 第6章 出資並びに人的及び技術的援助の方法 (第15条)
 - 第7章 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する業務の方法 (第16条)
 - 第8章 附帯業務 (第17条)
 - 第9章 業務委託の基準 (第18条・第19条)
 - 第10章 競争入札その他契約に関する基本的事項 (第20条)
 - 第11章 役員 (監事を除く。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項 (第21条―第36条)
 - 第12章 その他業務の執行に関して必要な事項 (第37条―第39条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 研究所は、科学技術の水準の向上を図ることの重要性に鑑み、関係機関と緊密な連携を図るとともに、その業務の能率的かつ効果的な運営を期するものとする。

第2章 試験及び研究の方法

(試験及び研究課題の選定)

第3条 研究所は、文部科学大臣が指示する中長期目標を達成するための中長期計画を策定し、これに基づき試験及び研究を行うものとする。

(外部資金による試験及び研究の実施)

第4条 研究所は、国内外の政府機関及び学術奨励団体等からの研究補助金、研究助成金等の交付を受けて試験及び研究を行うことができる。

(試験及び研究の受託)

第5条 研究所は、依頼に応じて、試験及び研究を受託することができる。

- 2 研究所は試験及び研究を受託する場合には、委託者との間で受託契約を締結するものとする。
- 3 契約の内容その他必要な事項は別に定める。

(研究交流による試験及び研究の実施)

第6条 研究所は、国内外の大学、研究機関等（以下この条において「研究機関等」という。）と共同して試験及び研究を行うことができる。

- 2 研究所は共同で試験及び研究を行う場合には、当該研究機関等との間で共同研究契約を締結するものとする。
- 3 契約の内容その他必要な事項は別に定める。

第3章 成果の普及及び成果の活用の促進の方法

(試験及び研究の成果の普及)

第7条 研究所は、次の各号に掲げる方法により、試験及び研究の成果の普及を行う。

- (1) 試験及び研究の成果に関する発表会の開催及び情報発信を行うこと
- (2) 試験及び研究の成果に関する報告書等を作成し、これを頒布すること
- (3) 研究成果物の頒布
- (4) 試験及び研究の成果として取得した知的財産権を公開し、それを実施させること
- (5) 試験及び研究の成果に関する技術相談及び技術指導を行うこと
- (6) 広く社会を対象とした理解しやすくかつ利用しやすい情報発信を行うこと
- (7) その他事例に応じて最も適当と認められる方法

(対価の徴収)

第8条 研究所は、前条の方法により成果を普及し、及び成果の活用を促進する場合には、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第4章 施設及び設備を共用に供する方法

(共用施設等の選定)

第9条 研究所は、共用に供する施設及び設備（以下「共用施設等」という。）を選定する場合は、その機能、保有に要する資金、自らの試験及び研究の実施への影響、社会・経済上の重要性等を勘案して行うものとする。

(共用施設等を使用する課題の選定)

第10条 研究所は、共用施設等を使用する研究開発の課題を選定する場合は、自らの試験及び研究の実施に支障を来さない範囲で、共用施設等の使用目的・理由、使用期間等及び課題の緊要性、公共性等を勘案して行うものとする。

(共用施設等の賃貸借契約)

第11条 研究所が共用施設等を貸与する場合には使用者との間で賃貸借契約を締結するものとする。

- 2 契約の内容その他必要な事項は、別に定める。

(共用施設等の使用料)

第12条 研究所は、共用施設等を使用させるときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第5章 研究者及び技術者の養成及び資質の向上の方法

(養成及び資質の向上の方法)

第13条 研究所は、次の各号に掲げる方法により、研究者及び技術者の養成及び資質の向上を図る。

- (1) 大学生及び大学院生の受入れ、研究指導及び技術指導
- (2) 地方公共団体、企業等外部機関の研究者及び技術者の受入れ、研究指導及び技術指導
- (3) 地方公共団体、企業等外部機関への研究指導及び技術指導
- (4) その他適切と認められる方法
(職員の資質の向上)

第14条 研究所は、職員の資質の向上を図るため、国内外の科学技術関係機関への派遣その他の措置を講ずることができる。

第6章 出資並びに人的及び技術的援助の方法

(出資並びに人的及び技術的援助の方法)

第15条 研究所は、研究所の研究成果について、事業活動において活用等する者並びに民間事業者への移転及び共同研究のあっせん等により活用を促進する者のうち適当であると認められる者に対し、金銭若しくは研究所の所有する特許権等若しくは設備を出資し、又は人的若しくは技術的援助を実施することができる。

2 研究所は、前項の出資により取得した株式を処分することが適当であると認められるときは、その全部又は一部を処分することができる。

第7章 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する業務の方法

(特定先端大型研究施設の共用の促進に関する業務の方法)

第16条 研究所は、次に掲げる方法により、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する業務を行う。

- (1) 特定放射光施設に関しては次に掲げる業務を行う。
 - ア 放射光共用施設の建設及び維持管理
 - イ 試験、研究及び開発を行う者への共用施設の供用
 - ウ 放射光専用施設利用者への必要な放射光の提供その他の便宜供与
- (2) 特定高速電子計算機施設に関しては次に掲げる業務を行う。
 - ア 超高速電子計算機の開発
 - イ 特定高速電子計算機施設の建設及び維持管理
 - ウ 試験、研究及び開発を行う者への特定高速電子計算機施設の供用

2 研究所は、前項に掲げた方法以外にも適切と認められる方法により、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する業務を行うことができる。

第8章 附帯業務

(附帯業務)

第17条 研究所は、第3条から第16条までに定める業務に附帯する業務を行うことができる。

第9章 業務委託の基準

(業務の委託)

第18条 研究所は、自ら実施することが効率的でないとする業務の実施を他に委託することができる。

(業務委託契約)

第19条 研究所は、業務を委託しようとするときは、受託者と業務委託契約を締結するものとする。

2 契約の内容その他必要な事項は、別に定めるところによる。

第10章 競争入札その他契約に関する基本的事項
(契約の方法)

第20条 研究所は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

第11章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第21条 研究所は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第22条 研究所は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 研究所は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(理事会議の設置及び理事の分掌に関する事項)

第23条 研究所は、理事会議の設置及び理事の分掌に関する以下の事項について、別に定める。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
 - (2) 理事長の意思決定を補佐する理事会議の設置
 - (3) 理事の事務分掌明示による責任の明確化
 - (4) 本部、センター、事業所等における会議の開催
- (中長期計画等の策定及び評価に関する事項)

第24条 研究所は、中長期計画等の策定及び評価に関する以下の事項について、別に定める。

- (1) 中長期計画等の策定過程
 - (2) 中長期計画等の進捗管理体制の整備
 - (3) 中長期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
 - (4) 中長期計画等の進捗状況のモニタリング
 - (5) 部門の業務手順の作成（標準業務手順・マニュアルの整備）
 - (6) 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - ア 業務手順に沿った運営の確保
 - イ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ウ 恣意的（いわゆるお手盛り等）とならない業務実績評価
 - (7) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成
- (内部統制の推進に関する事項)

第25条 研究所は、内部統制の推進に関する以下の事項について、別に定める。

なお、違反役員に対する懲戒については、通則法第23条を準用する。

- (1) 理事長を長とする 内部統制委員会の設置
 - (2) 内部統制を担当する理事の決定
 - (3) 内部統制統括部門の指定及び各組織における推進責任者の指定
 - (4) 内部統制を担当する理事に対する内部統制統括部門及び各組織における推進責任者からの報告の実施
 - (5) 内部統制を担当する理事から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
 - (6) 内部統制を担当する理事と職員との面談の実施
 - (7) 内部統制を担当する理事によるモニタリング体制の運用
 - (8) 内部統制統括部門におけるモニタリング体制の運用
 - (9) 研修の実施
 - (10) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
 - (11) 違反職員に対する懲戒の実施
 - (12) 反社会的勢力への対応方針等
- (リスク評価と対応に関する事項)

第26条 研究所は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするリスク管理に関する以下の事項について、別に定める。

- (1) リスク管理委員会の設置
 - (2) 業務部門ごとの業務フローの作成
 - (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
 - (4) 把握したリスクに関する評価
 - (5) リスク顕在時における広報体制及びマニュアルの整備
 - (6) 研究成果等研究内容に関する広報におけるマニュアルの整備
 - (7) 保有施設の点検及び必要な補修等
 - (8) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - ア 防災業務計画及び事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - イ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施
- (情報システムの整備と利用に関する事項)

第27条 研究所は、情報システムの整備及び利用に関する以下の事項について、別に定める。

また、理事長の指示、研究所のミッションが確実に役職員に伝達される仕組みを構築する。

なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 情報システムの整備に関する事項
 - ア 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
 - イ 職員から役員に必要な情報（特に危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み
- (2) 情報システムの利用に関する事項
 - ア 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）

イ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項

- 1) 法人が保有するデータの所在情報の明示
- 2) データへのアクセス権の設定
- 3) データを汎用アプリケーションで利用可能とする方策の構築
- 4) 機種依存形式で作成されたデータ等の相互利用を可能とする方策の構築

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第28条 研究所は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する以下の事項について、別に定める。

(1) 情報セキュリティの確保に関する事項

ア 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上等情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

イ 情報漏えいの防止（特にシステム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）

(2) 個人情報保護に関する事項

ア 個人情報保護に係る点検活動の実施

イ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第29条 研究所は、監事及び監事監査に関する以下の事項について、別に定める。

(1) 監事に関する事項

ア 監事監査規程の整備に対する監事の関与

イ 理事長と常時意思疎通を確保する体制

ウ 補助者の独立性に関すること（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）

エ 監査結果の業務への適切な反映

オ 法人組織規程における権限の明確化

カ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

ア 監事監査規程に基づく監査への協力

イ 補助者への協力

ウ 監査結果に対する改善状況の報告

エ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

ア 監事の理事会議等重要な会議への出席

イ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み

ウ 研究所の財産の状況を調査できる仕組み

エ 監事と会計監査人との連携

オ 監事と内部監査担当部門との連携

カ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務

キ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第30条 研究所は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第31条 研究所は、内部通報及び外部通報に関する以下の事項について、別に定める。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第32条 研究所は、入札及び契約に関する以下の事項について、別に定める。

- (1) 監事及び外部有識者(学識経験者を含む。)からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中長期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立

(予算の適正な配分に関する事項)

第33条 研究所は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備(予算配分の見直し等に関する適正なルール策定等)及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第34条 研究所は、情報の適切な管理及び公開に関する以下の事項について、別に定める。

- (1) 法人の意思決定に係る文書の適切な管理
- (2) 財務情報を含む法人情報のWeb等での公開

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第35条 研究所は、職員(非常勤職員等を含む)の人事管理にあたり業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション及び長期在籍者の存在把握を行うとともに、職員の懲戒基準その他人事管理に関し必要な方針について、別に定める。

(研究開発業務に関する事項)

第36条 研究所は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する以下の事項について、別に定める。

- (1) 研究開発業務の評価に関する事項
 - ア 研究統括部門における研究評価体制の確立
 - イ 研究予算の配分基準の明確化
- (2) 研究開発業務における不正防止に関する事項
 - ア 厳格なルールを要する研究(トランスレーショナルリサーチ等)におけるリスク要因の認識と明確化
 - イ 研究費の適正経理
 - ウ 経費執行の内部けん制
 - エ 論文ねつ造等研究不正の防止
 - オ 研究内容の漏えい防止(知財保護)
 - カ 研究開発資金の管理状況把握

第12章 その他業務の執行に関して必要な事項

(生命倫理への配慮)

第37条 研究所における業務は、生命倫理に関する問題に十分な配慮を行い、適切に実施するものとする。

(役員等の損害賠償責任)

第38条 研究所は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、通則法第25条の2第4項に定める要件に該当する場合には、文部科学大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(その他の業務の方法)

第39条 この業務方法書に定めるものの他、業務に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この業務方法書は、平成15年10月2日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日文部科学大臣認可)

この業務方法書は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日文部科学大臣認可)

この業務方法書は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日文部科学大臣認可)

この業務方法書は、平成31年3月29日から施行する。

附 則 (令和3年3月15日文部科学大臣認可)

この業務方法書は、令和3年4月1日から施行する。